

### 第3号議案 役員等の報酬等の総額の決定について

- 定款第8条の規定により、役員等に支給する報酬等総額を下記のとおり決定し、平成31年4月1日以降に支給される報酬等金額より適用する。

区 分	人 数	年 総 額 (最高限度額)
理 事	6人	200,000円以内
監 事	2人	200,000円以内
評議員	7人	1,000,000円以内

なお、使用人兼務理事の使用人分の給与は含まない。